

◆ 建築士会CPD単位の取得方法 ◆

講習会等に参加した場合

建築士会等が認定した研修プログラムに参加すると、出席記録をCPD単位として登録されます。

基本は、CPD単位登録に必要となるCPD番号と氏名等に関するデータが入ったCPDカードを使用します。

- ① 研修プログラム参加時に会場等に設置されたカードリーダーに個人ID（建築士登録番号ほか）の入った「CPDカード」を当てます。
これによる出席記録を、建築士会事務局がデータ化してサーバーに登録します。
- ② 開催規模の小さい研修の場合、建築士会が別途データを作成して登録する場合があります。
- ③ また、プロバイダー（主催者）によっては、講習会受講申込時に予め「CPD番号または建築士番号と氏名」の記入を求める場合があります。
この場合は、プロバイダーが受講申込名簿から当日の欠席者を除いて出席者リストを作成し、後日、建築士会がサーバーに登録します。
- ④ CPDカードを忘れた場合には、当日、会場に用意された手書き記入用名簿にCPD番号とカナ氏名を記入してください。
なお、手書き記入に誤りがあった場合には、データ登録はできませんので、正確に記入してください。

講習会等の講師の場合

建築士会認定プログラムである講習会等の講師としての活動をCPD単位とする場合、プロバイダーが出席者リストの講師欄にCPD番号とカナ氏名を記入します。

認定教材の場合

連載講座等の認定教材の履修登録は、教材で学習後に誌上に掲載される設問への解答をCPD参加者がネット上の専用画面（建築士会CPDシステム・参加者用画面）で入力し、正解の場合に建築士会（事務局）がCPD単位として登録します。
システムの使用には、所定のURLからシステムにログインして行います。

取得単位の確認方法

建築士会CPDシステム・参加者用画面にログインして確認ができます。

他団体CPD制度とのデータの交換

本会とCPD制度で連携し、概ね同じ認定基準でCPDを行い、ほぼ同仕様のシステムを運用しているJIA（日本建築士家協会）等とはデータの交換が可能となります。
したがって、建築士会で認定した研修プログラムの出席データは、JIAへも自動的に提出され、一方、JIA等の認定プログラムに出席した場合も、それらの団体から建築士会へ出席データが送られ、建築士会に登録されます。
また、希望により、建築CPD情報提供制度（事務局：（財）建築技術教育普及センター）へもCPD履歴データを送り、同制度を活用することも可能です。

[表 1] 建築士会CPD制度に登録できるCPD単位

参加プログラム	CPD 単位登録先		
	建築士会	J I A	情報提供制度
建築士会認定プログラム	◎	◎	○ (法定講習・認定教材を除く)
J I A 認定プログラム	○ (自習・委員会を除く)	◎	○ (法定講習・認定教材・自習・委員会を除く)
情報提供制度認定プログラム	◎	◎	◎

CPD実績証明書の活用

行政機関の発注入札等への活用

① 建築士会CPD証明書の活用

各行政機関の入札等において、CPD実績の活用が進んでいます。

工事入札や入札参加資格審査等活用の用途と、CPD実績に対する加点の扱いは各行政機関で異なりますが、平成22年3月現在、25県+11市+1町+国交省において、建築士会等のCPD実績証明書が必要とされています。

② 建築CPD情報提供制度証明書の活用

国交省官庁営繕および一部の地方整備局の設計プロポーザルの参加について、同情報提供制度（事務局：普及センター）の証明書が活用されます。

CPD参加者の希望により、同情報提供制度から証明書の交付が得られます。ただし、同情報提供制度の利用には、年間500円の費用を建築士会へ納める必要があります。（証明書交付は各自が普及センターへ費用を添えて申請します）

③ 建設系CPD協議会加盟団体としての建築士会CPD実績証明書の活用

行政機関の工事発注入札等において、建設系CPD加盟団体のCPD実績証明書を求める機関が多数あります。

建築士会は、同CPD協議会の加盟団体であることから、建築士会CPD実証明書が活用されます。

ただし、協議会加盟団体の中から特定の団体の発行する証明書のみを対象としている場合もあります。

※CPD活用に関する詳細は各行政機関へ、CPD証明書の発行手続は建築士会等CPD制度を実施している団体へお問い合わせ願います。

専攻建築士の登録、更新への活用

建築士の専門領域を建築士会が表示する専攻建築士の登録および更新の要件として、CPD単位が活用されます。

新規登録には直近1年間のCPD12単位があれば、専攻建築士の登録申請ができます。

また、専攻建築士の登録更新時に、直近5年間のCPD60単位があれば更新可能です。

（ただし、新規登録と更新のいずれの場合も、別途、実務実績も必要となります。）